

S・Aとリンク!!
TOPのS・A[20]、
TOP・MPDのS・A[23]を
一緒に勉強しよう!



自白法則(自白の補強証拠)

何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない(憲法38条3項)。

被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない(刑訴法319条2項)。

自白の意義

自白とは、被告人又は被疑者が、**犯罪事実**の全部又は主要部分について、**自己の刑事責任**を認める供述をいう。

自白の補強法則

1 意義

何人も、自己に不利益な唯一の証拠が自白しかないときは、有罪とされない(憲法38条3項)。自白を補強する証拠が別がない限り、唯一の証拠である自白のみでは有罪の証拠とすることはできない(刑訴法319条2項)。これを「**自白の補強法則**」という。

2 趣旨

自白に補強証拠を要求する趣旨は、自白の偏重を避けて**誤判**を防止すること、及び自白を得るための強制等の**違法手続**を防止することにある。

補強証拠

1 意義

補強証拠とは、当該被告人の自白とあいまって**犯罪事実**を認定し、**有罪**を言い渡すための証拠をいう。

2 補強証拠が必要とされる範囲

- (1) 補強証拠が必要とされるのは、犯罪の**客観的部分**(犯罪行為や結果等の**罪体**)である。犯罪事実の全部についてまで必要はなく、**自白の真実性を保障できる程度**の範囲の補強証拠があれば足りる(最判昭23, 10, 30)。
- (2) 犯罪の**主観的部分**(故意・過失、知情性、目的等)は、外部から補強する証拠に乏しく、補強証拠は必要ないと解されている。

犯罪の客観的構成要件事実(行為・結果等)	補強証拠が 必要
犯罪の主観的構成要件事実(故意・過失、知情性、目的等)	補強証拠が 不要
被告人と犯人の結び付き(被告人と犯人の同一性)	
犯罪事実以外の事実(前科・情状等)	



補強の範囲

判例

自白を補強すべき証拠は、必ずしも自白にかかる犯罪組成事実の全部にわたって、漏れなくこれを裏付けするものでなければならないことはなく、自白にかかる事実の**真実性を保障し得るものであれば足りる**(最判昭23, 10, 30)。

3 補強証拠の要件

補強証拠の要件は、① **証拠能力**を有する証拠であること、② **本人の供述以外の証拠**であることである。

- (1) 証拠能力を有する証拠であること

補強証拠は、証拠能力を有する証拠である必要がある。例えば、証拠物件の押収手続に令状主義の精神を没却する重大な違法があった場合は、当該証拠物件には証拠能力が認められないことから、補強証拠とすることはできない。**弾劾証拠**^{※1}も、補強証拠にはならない。



自白は、任意にされたものでない疑いのある場合や違法に収集された証拠である場合には証拠能力^{※2}が否定されるよ。

※1 弾劾証拠——証拠の**証明力**を争う証拠をいう(刑訴法328条)。

※2 証拠能力——**厳格な証明**を要する事実を立証するために使用できる証拠の形式的な資格をいう。

解答

本事例において地域住民が行った、
暴力団事務所の排除活動は、**適法**である。



何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する(憲法22条1項)。

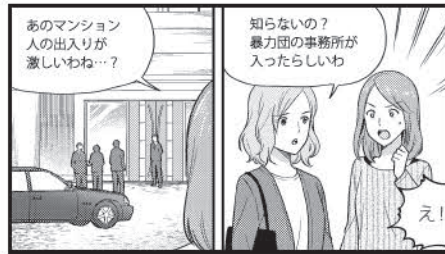
居住・移転の自由

1 意義

居住・移転の自由とは、自由に**住所又は居所**を定め、あるいはそれらを**移転**する自由をいいます。憲法22条1項において、居住・移転の自由が保障されています。



暴力団員も国民であることから、憲法によって保障された居住・移転の自由を有するね。



2 性格

- (1) **経済的自由権**の性格
土地から切り離されて自由に**労働の場**を選択できる点で、自由な経済活動の前提であり、経済的自由権としての性格を有します。
- (2) **人身の自由**の性格
広く**人の身体の移動**の自由を保障するものであることから、人身の自由としての性格を有します。
- (3) **精神的自由**の性格
人の**活動領域**を拡大することで、見聞を広め、新たな人的交流を可能とし、**人格形成**に寄与することから、精神的自由権としての性格を有します。

3 制約

居住・移転の自由も**絶対・無制約**のものではなく、他者の人権との矛盾・衝突を調整するための**実質的公平**の原理である、**公共の福祉**の制約に服します。

暴力団事務所排除活動の適否

1 問題点

暴力団員であっても、憲法によって保障された居住・移転の自由を有します。そのため、地域住民による暴力団事務所排除活動は、暴力団員の**居住・移転の自由**を侵害する**不法行為**とならないか、また、警察がこのような地域住民の排除運動に関与することが、**公権力**による居住・移転の自由の侵害とならないかが問題となります。

2 地域住民による暴力団事務所排除活動の適否

- (1) 暴力団事務所の存在は、対立する暴力団との抗争により拳銃発砲事件が発生するおそれがあるなど、**地域住民の生活の安全と平穩**を著しく害するものといえます。
- (2) 地域住民が安全と平穩の中で生活することは、法的に保護されるべき**人格的利益**であり、その**利益を守る手段**として行われる暴力団事務所排除活動は、**刑罰法規に触れない限度**のものであるならば、違法とはいえないと解されます。



地域住民による公民館での暴力団事務所の撤去を求める決起集会は、刑罰法規に触れない限度の行為と考えられるね。



暴力団事務所の使用差止めに関する裁判例【参考】

判例

暴力団事務所が公然と使用される限り、地域住民は、その構成員らの犯罪行為や他の暴力団との対立抗争等によって危険や不安に脅かされ、平穩な生活を続けることは不可能であり、暴力団事務所の存在による危険や不安を甘受し続ける合理的理由はない(静岡地浜松支決昭62. 10. 9)。

3 警察が暴力団排除活動に関与することの適否

暴対法は、15条で一定の場合に**暴力団事務所の使用制限**をできると定め、また、32条で民間団体の暴力団排除活動を促進するため、**国及び都道府県による措置**を講じることを定めています。これらの規定は、居住・移転の自由に対する**公共の福祉による合理的な制約**であり、警察による暴力団事務所排除活動への関与は、**強制行為**に至らない限り、居住・移転の自由の侵害に当たらず、**適法**であるとされます。